

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第一項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第一項第二号」を加える。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「による都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報を」を「これらの情報を」に改める。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報を」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の四十第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を、「の保護」の下に「及び附票本人確認情報の保護」を加える。

別表第一の二十の項を削る。

第二条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一の改正規定 公布の日

二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日